

寒川町農業委員会告示第7号

農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき面積の定めを廃止する告示をここに公表する。

令和5年3月24日

寒川町農業委員会会長 磯川 浩

農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき面積の定めを
廃止する告示

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき面積の
定め（平成29年寒川町農業委員会告示第8号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。